

「水辺・絆プロジェクト 2025」

～水辺から地域を元気に～

公募要領

1. 目的

東日本大震災により、街はもとより、河川や海岸も大きく変わってしまいました。震災前、河川や海岸ではイベントなどの活動が活発に行われ、多くの人々の交流の空間として活用されてきましたが、震災以降多くの活動が停滞を余儀なくされました。しかし、復興事業により、沿岸部に新たなまちが整備され、地域活動ともあいまって多くの人々に利用されているほか、地域の努力によって、河川・海岸の水辺を活用した活動も徐々に再開されてきました。このような活動は、震災伝承、防災・環境教育に有効であるばかりでなく、交流の拡大と絆を深める機会となり、併せて賑わい再生など、被災地の活性化にも大きく貢献するものと期待されています。

今般、東北地方整備局では、「水辺から地域を元気に」をテーマとして、青森県、岩手県、宮城県、福島県・仙台市との連携のもと、被災地域の水辺における様々な活動を積極的に支援する「水辺・絆プロジェクト 2025」を実施することにしました。

なお、予算は一般社団法人東北地域づくり協会の公益事業費を活用して実施するものです。

2. 公募の要件

- 事業エリア 津波被災地の市町村※（青森県・岩手県・宮城県・福島県が対象）
※申請の事業エリアが、被災地から大幅に離れている場合は、支援対象としない場合もあります。（実施予定のプロジェクトが、支援対象となるか否か判断に迷う場合は事務局まで問い合わせください。）
- 実施主体 事業エリアに関わる行政機関、民間企業、各種団体、実行委員会（複数の団体等）、NPO 法人、学校関係 等
- 対象事業 3. 対象テーマ及び取組内容に合致する事業
- 事業期間 令和 7 年度に着手～年度内に完了
（複数年に及ぶ事業については、年度毎に応募していただきます）
- その他 すでに他機関からの支援を受けている場合でも応募可能です

3. 対象テーマ及び取組内容

(1) 対象テーマ

以下1)～3)に合致する事業を対象とします。

- 1) 水辺を活用した地域活性化・交流拡大に資する取組
- 2) 津波被害によって失われた河川・海岸環境保全等の取組
- 3) 河川・海岸における防災・減災等に向けた取組

(2) 取組内容

対象テーマ1)～3)のうち、具体的取組内容が下記①～⑤に該当する事業を対象とします。

- ① 河川・海岸の利活用促進に資する取組
(例) 河川・海岸を活用した地域活性化に資するイベントの実施
(例) 河川・海岸を含む観光資源のパンフレット・散策ルートマップ等の作成
- ② 交流の拡大に資する取組
(例) 運河等を活用した地域活性化・交流拡大に資する活動
- ③ 複数団体または広域的な連携に資する取組
(例) 河川敷や堤防、海岸などの清掃・除草等を通じた連携活動
- ④ 人材育成・教育・伝承に資する取組
(例) 河川・海岸に関する環境学習
(例) 津波被害からの自然環境・動植物の再生・保全活動
(例) 防災教育の実施
(例) 震災伝承活動
- ⑤ 創意工夫のある取組
(例) 防災・減災に資するサイン設置
(例) 河川・海岸に関するマップの作成や広報紙等による情報発信
(例) 防災・減災に関するマップの作成や広報紙等による情報発信
(例) 河川・海岸利用での水難事故防止に向けた活動(訓練、体験活動等)

4. 支援内容

(1) 支援金額

令和7年度は、1件(団体)当たり概ね10万円～50万円の予算をもって選定を予定しています。

※ただし、支援金額は必ずしも申請時の要望金額となるものではなく、選定委員会の審査により決定されます。

※また、本プロジェクトは、事業実施に係る費用の一部を支援するものであり、当該支援金のみで実施する事業は対象となりません。

※支援対象は、活動にかかる経費のうち公益的な用途に限定されます。消耗品に該当しない資産となる機器や事業実施にあたっての保険代、飲食費、申請者の人件費、外部講師謝金、資格取得を目的とした講座受講費用は当該支援金の対象外となります。なお、支援金充当の可否が不明な場合は事務局に確認願います。

(2) 支援方法

事業実施後、実施報告を確認したうえで申請者の指定する口座へ振り込みます。

5. 選定方法

水辺・絆プロジェクト選定委員会において、厳正な審査を行い、支援対象事業及び支援額を決定します。

「水辺・絆プロジェクト選定委員会」

- ・学識経験者
- ・青森県・岩手県・宮城県・福島県・仙台市 河川等担当課
- ・国土交通省 東北地方整備局 河川部
- ・国土交通省 東北地方整備局 河川関係事務所
- ・一般社団法人 東北地域づくり協会

6. 応募方法

所定の応募様式に必要事項を入力の上、以下の資料を事務局へ提出してください。

QR コード→



なお、応募様式は下記 URL で入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/wwwroot/bumon/b00037/k00290/river-hp/Kasen/mizube-kizuna/mizube-kizuna.html>

(※公募開始時は、2025 応募様式を HP に掲載します。)

(1) 提出書類

- ・申請書【様式-1】
- ・事業計画書【様式-2】
- ・暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者でないことを誓約できる書類【様式-3】

- ・日本国の法令を遵守し、業務等を履行していること。また、公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないことを誓約できる書類【様式-3】
- ・収支予算書【任意様式】
- ・申請者の所在を明らかにできる資料等（パンフレット等活動を証明できる資料）
- ・その他、申請者及び申請事業に係る関連資料

(2) 募集期間

令和7年1月15日（水）～ 令和7年2月17日（月） ※ 必着

(3) 提出先

事務局への郵送またはメールにより提出

7. 応募後の流れ

- ① 申請書に基づき、選定委員会において支援事業を選定（3月中旬予定）
- ② 申請者へ選定結果を通知（4月上旬予定）
- ③ 事業報告会（12月予定）
- ④ 完了報告時報告書類の提出（結果報告、決算等）
（年度内の1月末まで）※

※選定された場合1月末までの決算が困難な場合は事務局までご相談ください。

- ⑤ 支援金振り込み（④の受理・審査後）
- ⑥ 本プロジェクト HP に実施報告書を掲載（年度内の2月頃予定）

8. その他留意事項

- ① 対象事業のうち清掃・除草活動は、活動内容が清掃・除草のみの場合は対象外であり、「河川・海岸の地域活性化活動」「交流拡大」を事業目的とした事業を対象としています。事業名・事業計画もその事業目的が把握できる内容として下さい。
- ② 支援金の振り込みは、原則、事業実施後となります。ただし、止むを得ない事情により事前の支払いを要する場合は事務局と協議のうえ進めるものとします。
- ③ 選定された後、手続き等に係る詳細を連絡します。
- ④ 事業内容の変更もしくは中止の場合は、速やかに事務局へ連絡するものとします。
- ⑤ 実施事業の広報にあたっては、本プロジェクトの支援を受けている旨を必ず記載するものとします（詳細は選定団体あてにお知らせします）

⑥ 事業の報告として、令和7年12月頃に事業報告会を予定しています

⑦ 成果品は、本プロジェクトホームページで公表いたします。

<成果品例>

- ・作成したパンフレット等
- ・成果資料

(報告指定様式 7-1 及び様式 7-2 を1枚ずつ提出)

9. 個人情報の取り扱い

申請書等提出書類に記載された個人情報については、本プロジェクトの事務手続き以外の目的に使用することはありません。

10. 事務局（問い合わせ及び提出先）

<「水辺・絆プロジェクト」に関する事及び申請書等の提出先>

担 当：国土交通省東北地方整備局 河川部 河川環境課

電 話： 022-225-2171 / FAX： 022-215-3754

E-mail： thr-82kankyoku@mlit.go.jp

<支援金に関する事>

担 当：一般社団法人東北地域づくり協会 地域事業部

電 話： 022-268-4711 / FAX： 022-227-5244

E-mail： michinoku@kyokai.or.jp